

○八女西部広域事務組合財政調整基金条例

(平成 23 年 12 月 28 日 条例第 3 号)

(設置)

第 1 条 財政の健全な運営を図るため、八女西部広域事務組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を補うための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要になった大規模な施設補修の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。